

事業概要

平成 30 年度実績

千葉市児童相談所

目 次

I	児童相談所の概要	1
1	児童相談所の事業	1
2	児童相談所の概況	4
II	相談措置業務	7
1	業務内容	7
2	相談実施状況	8
3	電話相談	16
III	里親支援業務	17
	里親制度とは	17
	里親支援業務	17
IV	虐待対策業務	19
1	業務内容	20
2	虐待通告受付対応状況	21
3	児童虐待継続指導ケース	22
4	広報・啓発活動	23
5	夜間電話相談	23
V	調査指導業務	24
	業務内容	24
VI	診断指導業務	25
1	診断・指導実施状況	25
2	心理検査等実施状況	26
3	療育手帳に関わる判定状況	27
4	判定意見書等交付状況	28
5	1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導事業	29
6	各種事業	30
VII	一時保護業務	31
1	一時保護の必要性	31
2	一時保護の期間、援助の基本	31
3	一時保護の入所に際して	31
4	一時保護所の子どもたちの生活	32
5	一時保護状況	33

I 児童相談所の概要

1 児童相談所の事業

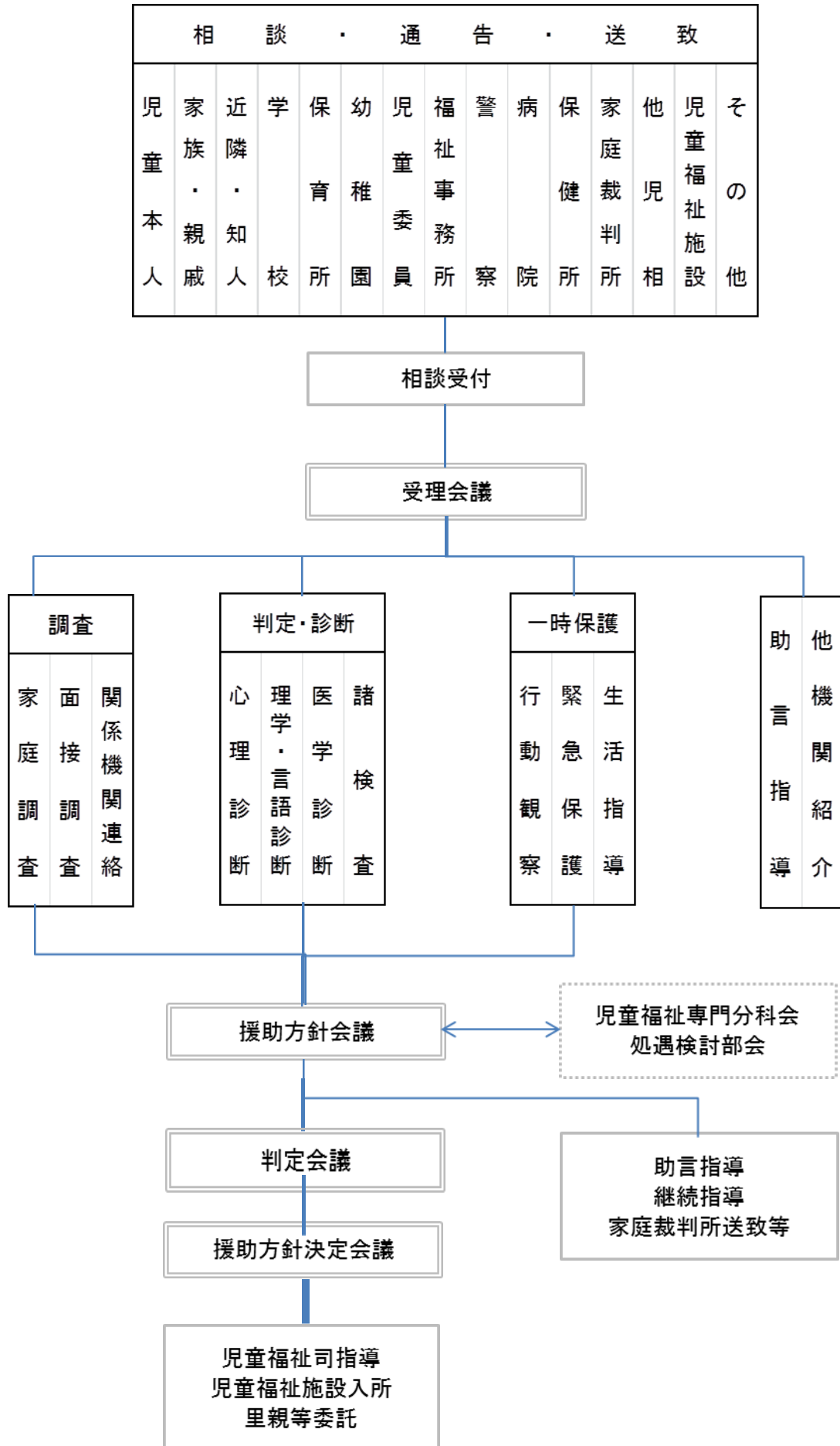
児童相談所は、児童福祉法第12条に基づいて各都道府県（政令指定都市等を含む）に設置されている児童福祉行政機関である。その目的は、18歳未満の子どもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題、子どもの置かれた環境、状況を的確に捉え、個々の子どもや家庭などに最も効果的な援助を行ない、子どもの福祉を図り、その権利を保護することである。具体的には次のような業務を行っている。

- ① 子どもに関するあらゆる問題について、家庭その他からの相談に応じる。
- ② 保健福祉センター、家庭裁判所、警察署等関係機関から、子どもの通告、送致を受け、援助活動を行う。
- ③ 子ども及びその家庭について、児童福祉司による社会診断、児童心理司による心理診断、児童指導員及び保育士による行動診断、医師による医学診断、その他の診断により総合診断を行い、問題解決のために最も適切な援助方針を立て、指導援助を行う。
- ④ 必要に応じて、子どもの一時保護を行い、又は適当なものに一時保護を委託する。
- ⑤ 必要に応じて、子どもを児童福祉施設に入所（指定発達支援医療機関への委託を含む）させ、又は里親等に委託する。
- ⑥ 義務教育終了児童等に対し、自立援助ホームに入所等させ、自立を図るための相談その他の日常生活上の援助等を行う。
- ⑦ 乳幼児の疾病や障害の早期発見、早期援助を図るため、保健所、保健福祉センターと協力して1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導を行う。
- ⑧ 家庭、地域に対する相談援助活動及び家庭養育支援の総合的な企画、実施を関係機関と連携して行う。

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	1 児童虐待相談	児童虐待の防止に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待・・・生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待・・・性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待・・・暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢、拒否(ネグレクト)・・・保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	2 その他相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	3 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談。
障害相談	4 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	5 視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談。
	6 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等、他の種別に分類される場合は該当の種別として取り扱う。
	7 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
	8 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	9 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	10 ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	11 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくても、調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	12 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	13 不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	14 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	15 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	16 その他の相談	1～15のいずれにも該当しない相談。

(2) 相談業務の流れ



2 児童相談所の概況

(1) 所管区域と人口

人 口:970,455 人 (平成 31 年 3 月 31 日推計人口)

面 積:271.77 km²(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区別人口

中 央 区	208,093 人
花 見 川 区	176,946 人
稲 毛 区	157,791 人
若 葉 区	149,441 人
緑 区	129,214 人
美 浜 区	148,970 人

(平成 31 年 3 月 31 日推計人口)

児童人口の推移 (18 歳未満)

平成 27 年	153,866 人
平成 28 年	152,516 人
平成 29 年	150,203 人
平成 30 年	147,879 人
平成 31 年	145,605 人

(各年 3 月 31 日現在)

(2) 所在地案内

所在地 〒261-0003 千葉市美浜区高浜 3-2-3

TEL 043 (277) 8880 FAX 043 (278) 4371

利用交通機関

◎ JR 総武線「稲毛駅」から、海浜交通バス「高浜車庫行き」又は「稲毛海浜プール行き」で「稲毛高校前」下車、徒歩約 7 分

◎ JR 京葉線「稲毛海岸駅」下車、徒歩約 20 分

(3) 施設の概要

敷 地 面 積	4,700m ²
構 造 ・ 規 模	鉄筋コンクリート、一部鉄骨造・4階建、一部2階建
建 築 面 積	2,038m ²
延 床 面 積	4,763m ²
(児 童 相 談 所)	3,004m ²
(養 護 教 育 セ ン タ ー)	1,759m ²

4 階	セ ン タ ー	教材開発室 研究室	
		AV教材製作室 コンピューター研修室	
3 階	セ ン タ ー	ことばのへや せいかつのへや	
		プレイルーム 研修室	
2 階	児 童 相 談 所	カウンセリングルーム プレイルーム	(一時保護所)
		理学療法室 面接室 聴力検査室	プレイルーム 居室 洗面室 洗濯室 浴室 学習室 医務室
1 階	児 童 相 談 所	相談室 診察室 待合室 会議室	(一時保護所)
		事務室 (児童相談所・養護教育センター)	居室 面会室 食堂 厨房 静養室 事務室 学習棟

(4) 組織と職員構成

所 長 1名 相 談 ・ 虐 待 対 策 担 当 課 長 1名 担 当 課 長 1名 所 長 補 佐 2名	相 談 措 置 班	主 査 1名 児童相談員 5名 庶 務 1名	電話相談員
	里 親 支 援 班	主 査 1名 児童福祉司 2名	里親対応専門員
	調 査 指 導 第 一 班	主 査 1名 児童福祉司 6名	法務担当官
	調 査 指 導 第 二 班	主 査 1名 児童福祉司 6名	
	調 査 指 導 第 三 班	主 査 1名 児童福祉司 4名	
	虐 待 対 策 班	主 査 1名 児童福祉司 4名 保 健 師 1名	児童虐待対応協力員 警察渉外担当官 夜間電話相談員
	診 断 指 導 班	主 査 1名 児童心理司 11名 言語聴覚士 1名	精神科医 小児科医 非常勤児童心理司
	一 時 保 護 班	主 査 1名 児童指導員 4名 保 育 士 13名	小児科医 夜間指導員 非常勤保育士 非常勤児童心理司
		計 71名 (嘱託除く)	

(平成31年4月1日現在)

特別区等からの研修生14名含む

(5) 事務分掌

相談措置班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所の庶務 (2) 庁舎の維持管理 (3) 児童福祉施設等措置費用の徴収及び滞納処分 (4) 児童の相談、通告、送致等の受付 (5) 児童福祉施設（保健福祉センターの所管に属するものを除く）、里親等への措置、自立援助ホームへの委託 (6) 児童記録票及び関係書類の整理保管 (7) 障害児施設給付費等決定 (8) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇検討部会
里親支援班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 里親の登録申請 (2) 里親の相談及び支援
調査指導第一班 調査指導第二班 調査指導第三班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童及び家庭についての調査、社会診断及びこれらに基づく指導 (2) 児童福祉施設等措置費用の負担能力の認定 (3) 障害児施設負担上限月額等の認定 (4) 児童の相談に係る関係機関等との連絡及び調整
虐待対策班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童虐待の相談、通告等に係る対応 (2) 児童虐待に係る調査研究 (3) 児童虐待に係る関係機関との連絡及び調整
診断指導班	児童の心理診断、医学診断等及び指導（調査指導班の所管に属するものを除く。）
一時保護班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童の一時保護の実施 (2) 一時保護児童の生活指導、行動観察及び行動診断 (3) 一時保護児童の移送 (4) 一時保護児童の所持品の引取り、保管及び処理

(6) 社会福祉審議会（児童福祉専門分科会処遇検討部会）

根拠法令 児童福祉法第 27 条、同法第 33 条

第 27 条第 6 項 第 1 項第 1 号から第 3 号までの措置（第 3 項の規定により採るもの及び第 28 条第 1 項第 1 号または第 2 号ただし書きの規定により取るものを除く。）もしくは第 2 項の措置を解除し、停止し、もしくは他の措置に変更する場合で、保護者の意に反するとき等は児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

児童相談所における援助の決定の客観性の確保と専門性の向上を図ることにより、子どもの最善の利益を確保するため、本市においては、千葉市社会福祉審議会条例第 7 条に基づく専門分科会に処遇検討部会を設置している。当該部会の決議をもって審議会の決議となる。

Ⅱ 相談措置業務

相談措置業務は、相談措置班の児童相談員が担当している。児童相談員は、児童相談所における最初の窓口として、市民及び関係機関からの相談に応じる相談業務、施設入所を始めとする措置業務を中心に行い、児童相談所と各関係機関との連絡調整を図っている。

1 業務内容

(1) 相談受付

児童相談所は、子どもにかかわる様々な問題について、子ども及びその家族、学校、福祉事務所、警察などの関係機関からの相談に応じている。その相談方法には、子ども及びその家族、関係者が直接来所する方法、関係機関からの文書による通告・送致による方法に加え、電話相談がある。

来所による相談については、児童相談員が受付面接（インテーク）を行い、相談の目的・ニーズ（主訴）を把握するとともに、問題発生の経過、原因、問題点などを探求し、相談所で行える援助について説明を行なう。また、内容によっては他の機関を紹介する。

通告・送致は主に警察、福祉事務所等から行われる。問題が急迫している場合は、子どもの身柄を伴う場合もある。

受付したケースはすべて受理会議に提出され、子どもの安全や緊急性の確認、当面の処遇並びに効果的な対応を検討し、調査、診断及び一時保護の要否等を決定する。

(2) 措 置

児童福祉法第27条1項第3号による里親委託、施設入所に代表される子どもの処遇についての諸業務を、援助方針決定会議の決定に基づいて行っている。

主な措置として、以下のものがある。

- ① 里親・ファミリーホームへの委託、児童福祉施設等への入所
- ② 家庭裁判所への送致
- ③ 児童福祉法第27条第1項第2号による児童福祉司指導等

2 相談実施状況

(1) 月別受付状況

平成 30 年度の相談総件数は、6,041 件であり、平成 29 年度の 5,554 件に対し、487 件増加した。月別では、4 月・5 月・6 月にやや多い傾向がある。(表-1)

(2) 経路別受付状況

相談経路別では、福祉事務所からの相談が 2,001 件 (33.1%) と最も多く、続いて、家族・親戚からの相談 1,270 件 (21.0%)、警察からの相談 857 件 (14.2%) の順となっている。(表-2)

(3) 年齢別・種別受付状況

相談の種類別に見ると、障害相談が 2,985 件 (49.4%) と最も多く、続いて養護相談 2,162 件 (35.8%)、育成相談 305 件 (5.0%) の順となっている。

障害相談の中では、知的障害相談が 2,714 件、育成相談の中では性格行動相談が 262 件と最も多くなっている。(表-3)

(表-1) 月別受付状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
男	424	337	330	305	296	311	294	289	245	297	280	306	3,714
女	229	231	191	190	167	186	183	196	180	173	200	201	2,327
計	653	568	521	495	463	497	477	485	425	470	480	507	6,041

(表-2) 経路別受付状況

	都道府県・政令市等				市町村				児童福祉施設 指定発達支援医療機関			児童家 庭支援 センター	認定 こども 園	警察署	家庭 裁判所	保健所及び 医療機関	
	児童 相談所	福祉 事務所	保健 センター	その他	福祉 事務所	児 童 委 員	保 健 センター	その他	保育所	児童福 祉施設	指定発達 支援医療 機関					保健所	医 療 機 関
男	84	1,382	199	160	1	0	0	0	37	90	0	1	2	473	13	1	46
女	56	619	81	96	2	0	0	2	28	56	0	0	3	384	2	0	46
計	140	2,001	280	256	3	0	0	2	65	146	0	1	5	857	15	1	92

	学校等			里親	児童委員 (通告の 仲介を 含む)	家族・ 親戚	近隣・ 知人	児童 本人	その他	計	(再掲)			
	幼稚園	学校	教育委 員会等								措置 変更	期間 延長	巡回 相談	電話 相談
男	0	99	25	0	4	726	240	22	109	3,714	8	16	179	271
女	4	93	26	1	5	544	180	34	65	2,327	6	5	85	271
計	4	192	51	1	9	1,270	420	56	174	6,041	14	21	264	542

(表-3) 年齢別・種別受付状況

	養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
0歳	79	105	0	0	0	0	4	18	0	0	0	0	0	0	2	10	218
1歳	95	55	0	6	0	3	4	24	0	0	0	1	0	0	1	10	199
2歳	115	22	0	1	0	92	0	96	3	0	0	13	0	0	0	17	359
3歳	110	39	0	7	0	40	6	118	2	0	0	15	0	0	4	14	355
4歳	97	28	2	3	0	25	1	133	4	0	1	20	0	0	4	85	403
5歳	91	38	0	2	0	23	0	232	4	0	0	15	0	0	1	16	422
6歳	97	22	0	1	0	6	0	158	2	1	0	12	0	0	2	6	307
7歳	102	24	1	0	0	2	1	160	2	0	2	14	1	1	3	16	329
8歳	88	42	0	0	0	0	0	162	1	0	0	11	2	0	2	11	319
9歳	76	38	0	0	0	0	0	152	4	0	0	17	1	0	1	16	305
10歳	110	33	0	0	0	0	1	165	0	0	2	7	0	0	0	33	351
11歳	67	27	0	0	0	0	1	156	0	2	2	21	0	0	2	63	341
12歳	76	33	0	2	0	0	3	137	0	2	4	21	3	0	2	15	298
13歳	80	25	0	0	0	0	1	153	0	6	4	23	1	0	0	17	310
14歳	68	40	0	0	0	0	4	193	3	8	13	24	5	0	0	13	371
15歳	64	29	0	1	0	0	0	99	1	4	0	15	1	2	0	106	322
16歳	51	25	0	2	0	0	2	119	0	9	0	18	0	0	0	20	246
17歳	43	21	0	0	0	0	1	178	0	7	0	6	0	0	1	12	269
18歳以上	1	6	0	0	0	0	0	261	0	2	0	9	0	0	1	37	317
合計	1,510	652	3	25	0	191	29	2,714	26	41	28	262	14	3	26	517	6,041

(表-4) 養護相談における理由別施設入所・里親委託件数

	家出 (失踪を 含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を 含む)	家庭環境		その他	計
					虐待	その他		
児童福祉施設入所	0	0	0	7	16	13	3	39
里親・ファミリーホーム委託	0	1	0	2	3	7	0	13

(表-5) ぐ犯・触法相談の内容別受付件数

	男	女	計
飲酒・喫煙	2	0	2
窃盗・万引き	11	3	14
金銭持ち出し	6	3	9
暴行・傷害・器物損壊	6	3	9
放火・弄火	5	0	5
家出・浮浪	5	11	16
性的逸脱	5	6	11
その他	1	2	3
合計	41	28	69

(4) 相談処理

児童相談所では、受け付けた相談について次のような援助をとり、相談の処理としている。

(表-6)

① 面接指導

面接指導では、ア 助言指導、イ 継続指導、ウ 他機関あっせん、に分類され、その内容は次の通りである。なお、面接指導は在宅による指導を前提としており、在宅指導には面接指導の他に児童福祉法による措置としての指導も行われることがある。

ア 助言指導

1 ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子ども、保護者等に対する指導をいう。

イ 継続指導

複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。

ウ 他機関あっせん

他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに関連する制度の利用が適当と認められるケースについては、子どもや保護者等の意向を確認の上、速やかに当該機関にあっせんする。

② 児童福祉司指導

複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等において、児童福祉司が子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じて通所させる等の方法により、継続的に指導を行う。

③ 児童委員指導

問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整又は経済的援助等により解決すると考えられるケースに対して指導を行う。

④ 児童家庭支援センター指導

地理的要因や過去の相談経緯、その他の理由により児童家庭支援センターによる指導が適当と考えられるケースに対して行う。

⑤ 訓戒・誓約

子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行う。

⑥ 児童福祉施設入所

児童福祉法第27条第1項第3号の規定により、乳児院、児童養護施設をはじめとする児童福祉施設へ児童を入所させる。入所にあたっては、児童相談所で相談を受け付けた後、社会診断・心理診断・行動診断等各側面からの検討を行い、慎重に判断する。

⑦ 指定発達支援医療機関委託

重症心身障害児、肢体不自由児（筋萎縮症児）について、児童福祉法第27条第2項の規定により指定発達支援医療機関に児童福祉施設と同様に入所させて、治療等を行う。

⑧ 里親等委託

里親として市が認定した者、あるいは小規模住宅型児童養育事業を行う者に、家庭での養育に欠ける子どもを委託し、児童の健全な育成を図る。

⑨ 福祉事務所送致等

子ども・保護者等を、福祉事務所の知的障害者福祉司または社会福祉主事に指導させる必要がある場合、助産施設・母子生活支援施設・保育所への入所措置をとる必要がある場合、15才以上の子どもについて身体障害者更生援護施設または知的障害者援護施設に入所させることが適当である場合に、福祉事務所へ送致、報告または通知する。

⑩ 家庭裁判所送致

(ア) 児童福祉法第27条第1項第4号による送致

触法少年及びぐ犯少年について、専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付することがその子どもの福祉を図る上で適当と認められる場合に行う。

(イ) 児童福祉法第27条の3による送致

一時保護中または児童自立支援施設等の施設へ入所中の子どもであって、無断外出等が著しく、行動自由の制限を行う真にやむを得ない事情があると認められる場合に行う。

(表-6) 相談種別処理状況

		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導	福祉事務所送致・通知	訓戒・誓約	児童福祉施設			指定医療機関委託	里親委託	家裁送致(第27条第1項第4号)	障害児施設等への利用契約	その他	計	
		助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	家裁送致(第27条の3)(再掲)	通所						施設待機(再掲)	
相養 談護	児童虐待	871	642	0	8	0	0	0	0	16	0	0	0	3		0	0	1,540	2
	その他	475	186	0	0	0	0	0	0	23	0	0	0	10		0	0	694	3
保健相談		2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	3	0
障 害 相 談	肢体不自由	6	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		19	0	44	0
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0
	言語発達障害等	83	37	71	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	191	3
	重症心身障害	3	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		26	0	55	0
	知的障害	2,676	17	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		7	0	2,721	5
	発達障害	14	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	26	0
相非 談行	ぐ犯等	10	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44	1
	触法行為等	9	19	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	8	0	0	39	0
育 成 相 談	性格行動	221	23	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	260	0
	不登校	7	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	14	0
	適性	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	3	0
	育児・しつけ	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	26	0
その他の相談		517	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	517	0
計		4,923	1,003	128	9	0	0	0	0	41	0	0	0	13	8	52	0	6,177	14

(表一七) 施設別児童数 (措置)

平成31年3月31日現在

施設種別	施設名	児童数	施設種別	施設名	児童数	
児童養護施設	富浦学園	6	障害児入所施設(福祉型)	袖ヶ浦福祉センター養育園	2	
	平和園	7		不二学園	7	
	恩籠園	7		桐友学園	3	
	成田学園	2		香取学園龍ヶ谷寮	5	
	香取学園松葉寮	0		槇の木学園	2	
	子山ホーム	5		八幡学園	1	
	獅子吼園	5		筑峯学園	2	
	滝郷学園	1		慈光良児園	1	
	蛍雪学園	7		ふる里学舎千倉	2	
	房総双葉学園	10		ねむの木学園	1	
	ひかりの子学園	2		わかたけキッズ	2	
	野の花の家	2		のびろ学園	0	
	ほうゆうキッズホーム	22		小計	28	
	一宮学園	10		障害児入所施設(医療型)	愛育園(肢体)	1
	東海学園	5			愛育園(重心)	4
	晴香園	4			紫香楽病院	1
	はぐくみの杜君津	2			下志津病院	1
	響の杜学園	10			千葉東病院	1
	陽生園	1			聖母療育園	0
	びっさ	1	桜木園		2	
小計	109	小計	10			
乳 児 院	エンジェルホーム	10	施設合計		166	
	ほうゆうベビーホーム	3	ファミリーホーム	スマイル	5	
	聖愛乳児園	1		ふるかわ	2	
	小計	14		せんすい	3	
生実学校	2	みらいホーム		4		
児童自立支援施設	国立武蔵野学院	0	吉成	1		
	きぬ川学院	1	小計	15		
	小計	3	里 親		38	
	望みの門木下記念学園	2	ファミリーホーム・里親合計		53	
児童心理治療施設	小計	2	合 計		219	

※本市が入所措置をとった児童数についてのみ計上。

(表一八) 施設入所・解除状況 (措置)

施設種別	児童養護施設	乳児院	里親	ファミリーホーム	児童自立支援施設	児童心理治療施設	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設	合計
入所	22	8	8	5	2	1	8	0	54
解除	17	8	9	0	4	0	12	0	50

3 電話相談

近年の核家族化、ライフスタイルの多様化等により、子育てについての不安・悩みを抱える家族が増加している中、複雑多様化する児童の問題に対応するため、電話の持つ即時性・匿名性・簡便性の機能を活用した援助を目的とする電話相談を行っている。相談の受付は、月曜から金曜の午前9時から午後4時30分とし、4名の電話相談員が交代で受け付けている。

平成30年度の電話相談件数は542件で、前年度と比べ130件少なかった。相談内容は、育成相談が133件と全体の24.5%であり、その中でも性格行動相談が最も多く、全体の19.6%を占めている。

(表-12) 対象者別件数 (電話相談)

乳幼児	小学生	中学生	高校生以上	計
160	170	145	67	542

(表-13) 種別受付件数 (電話相談)

養護相談		保 健 相 談	障 害 相 談						非行相談		育 成 相 談				そ の 他 の 相 談	計
児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	ぐ 犯 等	触 法 行 為 等	性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け		
12	16	3	0	0	12	1	1	9	3	9	102	8	3	16	347	542

(表-14) 性格行動相談の内容別件数 (電話相談)

非社会的行動				反社会的行動			神経症習癖						その他								計
孤 立 ・ 内 気	無 気 力	緘 黙	そ の 他	反 抗 ・ 乱 暴	盗 み ・ 持 ち 出 し	そ の 他	指 チ ツ ク ・ 爪 か み	夜 尿 ・ 遺 尿 ・ 遺 糞	夜 驚 ・ ね ぼ け	身 体 症 状 の 訴 え	強 迫 的 行 動	そ の 他	親 子 関 係	落 ち 着 き の な さ	集 団 不 適 応	学 校 へ の 不 満	い じ め	友 達 関 係	思 春 期 問 題	そ の 他	
3	0	1	0	3	4	0	2	1	0	1	0	0	39	0	2	2	2	12	6	24	102

(表-15) 処理別件数 (電話相談)

助言指導	来所指示	他機関あっせん	その他	計
381	10	57	94	542

Ⅲ 里親支援業務

里親制度とは

保護者のいない児童、または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童等、家庭で暮らせなくなった児童を里親に委託する児童福祉法に基づく制度。里親と児童相談所、関係機関が相互に連携を取り、協働して児童の健全な育成を図る。新生児から高年齢児までのすべての児童が里親委託対象となる。

里親支援業務

1 業務内容

- ・ 里親の認定登録
- ・ 新規委託の調整（選定・マッチング等）
- ・ 委託後の里親家庭への定期訪問
- ・ 里親への養育に関する研修や情報提供
- ・ 里親制度についての広報啓発
- ・ NPOへの里親制度推進事業業務委託に関すること
- ・ 里親会との連携

2 平成30年度実施状況

- ・ 新規認定登録里親数 12組
- ・ 新規委託児童数 8人
- ・ 特別養子縁組成立件数 5件
- ・ 里親研修（全里親対象）1回、
- ・ 乳幼児を育てる里親さんの勉強会（名称「にじいろキッズ」）6回
- ・ パネル展示・里親制度説明会（コミュニティセンター、生涯学習センター、きぼ～る等）
- ・ 里親制度推進事業業務委託（7月～）

養育里親の新規開拓から委託後支援まで包括的に実施

3 里親の状況

平成31年3月31日現在の里親登録数は86組（うち親族里親4組）であり、そのうち28組の里親に児童が委託されている。（表-9・10）

（表-9）里親の状況

種別	登録里親数	受託里親数
養育里親	60	24
専門里親	5	0
養子縁組里親	22	0
親族里親	4	4
計	86	28

（表-10）里親委託の状況

性別 年齢	委託されている児童		
	男	女	計
0歳	0	0	0
1～6歳	6	7	13
7～12歳	4	4	8
13～15歳	5	3	8
16歳以上	6	3	9
計	21	17	38

※うち2人は管轄外里親への委託

（表-11）里親等委託率の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
里親・ファミリーホーム委託児童数	33	37	39	49	53
要保護児童数	174	167	167	167	176
里親等委託率（%）	19.0	22.2	23.4	29.3	30.1

IV 虐待対策業務

近年、都市化や核家族化の進行は、家庭の孤立化や地域の連帯感の希薄化を招き、その結果、家庭や地域における子育て機能が低下するなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化している。これらを背景として、児童虐待が全国的に増加し、深刻な社会問題となっている。

子どもに対する虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれもあることから、早期発見、早期対応が極めて重要である。

そこで、子どもに対する虐待の禁止と防止に関する国及び地方公共団体の責務、虐待を受けた子どもの保護のための措置等を定めた「児童虐待の防止等に関する法律」が平成12年11月20日に施行され、この改正法が平成16年10月1日より施行され、目的の明確化、虐待の定義並びに通告範囲の拡大、警察との連携の強化、国及び地方公共団体の責務の増大等が図られた。

その後、前回の改正法附則の見直し規定を踏まえ、児童虐待防止対策の強化を図る観点から、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を図るための所要の見直しが行われた。(平成20年4月施行)

さらに、近年の児童虐待事案の増加等に対して、的確かつ適切に対応するため、児童相談所等から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できることや、臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できることが規定された。(平成28年10月施行)

また、国、自治体、関係機関が一体となって子どもの命を守り、子どもが亡くなる痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、平成30年7月20日に児童虐待防止対策に向けた緊急総合対策が打ち出され、子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底や、児童相談所と警察の情報共有の強化等について示された。

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年者後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）がその監護する子ども（18歳未満）の人権を著しく侵害し、その心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為として定義されている。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」では、第2条で虐待行為を次の4つに分類・定義している。

(1) 身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

(2) 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること又は子どもをしてわいせつな行為をさせること

(3) ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的、性的及び心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

(4) 心理的虐待

子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上同様の事情等にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

1 業務内容

(1) 児童虐待通告等に係る対応

児童相談所では、児童虐待通告等を受け付けると児童福祉司が中心となり、直接若しくは学校、保育所等の関係機関などの協力を得て、基本的に48時間以内に子ども(同様の条件下にあるきょうだいを含む。)の安全確認を複数の職員で目視を行い、同じく関係機関との協力・連携のもと事実関係等の調査を行う。緊急保護が必要と判断した場合には、子どもを付設の一時保護所に入所させるか、児童福祉施設や病院など他の適切な機関に一時保護を委託する(児童虐待の防止等に関する法律第8条、児童福祉法第33条)。

また、子どもの安全確認や事実関係等の調査、子どもの一時保護に際して保護者が物理的抵抗をする場合、あるいは現に子どもが虐待を受けたと思われる、調査が困難な場合には、警察署の協力を得て、安全確認、立入調査、又は臨検等を行い、一時保護を行う場合もある(児童虐待の防止等に関する法律第10条)。

(2) 児童虐待に係る統計分析や広報・啓発

当児童相談所において受理し、対応した児童虐待ケースに関する統計分析などを行い、児童虐待の予防や防止に向けた適切な対応を行うための基礎資料としている。また、児童虐待に関係している機関(者)に対し、児童虐待の予防や防止などに関する研修会等を行っている。

(3) 児童虐待に係る関係機関との連絡・調整・後方支援

児童虐待に関して、関係機関(者)との連携の強化・調整を図り、ケースの支援について迅速かつ適切に対応するため、必要に応じて要保護児童対策及びDV防止地域協議会を活用し、ケースに関する情報交換や援助検討などを行っている。

また、平成22年度から、比較的軽微な虐待通告の対応を各区こども家庭課で行っていることから、各区と連携し、同行訪問や対応の助言等を行っている。

2 虐待通告受付対応状況

虐待通告受付対応件数は（表－１）のとおりである。虐待通告受付対応件数とは、平成30年度に児童相談所にて虐待または虐待が疑われるケースとして通告を受け、対応したケース数である。

虐待通告の経路は（表－２）のとおりである。警察からが734件（49%）と最も多く、次いで近隣知人からが234件（15%）と、警察と近隣知人からで全体の64%を占めている。

虐待通告された子どもの男女内訳は（表－３）のとおりである。年齢の内訳は（表－４）のとおりである。就学前の児童で625件と41%を占めており、小学生（545件）まで含めると77%となる。

虐待通告の種別については（表－５）のとおりである。心理的虐待ケースが675件（45%）と最も多い。なお、虐待通告を受けた場合には、初期調査として情報収集や本人、家族への面接などを行うほか、学校、保育所、幼稚園等の子どもの所属機関や保健福祉センター（家庭相談員、生活保護の担当、保健師など）、病院や警察などの関係機関との連携をとることが多い。

また、初期調査を実施したケースは、助言指導か調査指導班、診断指導班、一時保護班による継続指導のどちらかの援助になる。その援助の結果は（表－６）のとおりである。助言指導は865件（57%）である。継続指導は187件（12%）で、在宅のまま指導を行ったものや施設入所をしたものである。

施設入所等の状況は（表－７）のとおりである。施設入所等したものは19件であり、その全てのケースで一時保護の後、施設入所となっている。

（表－１）通告受付対応件数（区別）

区	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	市外	計
対応件数	317	252	256	285	233	164	6	1,513

（表－２）経路別件数

経路	都道府県	近隣知人	警察	家族	学校	医療機関	親戚	保健センター	保育所 認定こども園	福祉事務所	児童委員	児童本人	幼稚園	その他	計
件数	48	234	734	77	157	53	30	31	58	32	7	25	3	24	1,513

※表中、「保健センター」は保健福祉センター健康課、「福祉事務所」は同センターこども家庭課及び社会援護課である。

（表－３）男女別件数

性別	男	女	計
件数	843	670	1,513

(表－４) 年齢層別件数

年齢層	0歳以上 3歳未満	3歳以上 就学未満	小学生	中学生	高校生 その他	計
件数	288	337	545	209	134	1,513

(表－５) 虐待の種別件数

種別	身体的	性的	ネグレクト	心理的	計
件数	568	18	252	675	1,513

(表－６) 援助内容別件数

内容	助言指導	継続指導	初期調査中	計
件数	865	187	461	1,513

(表－７) 施設入所の状況

施設種別	児童養護 施設	乳児院	児童自立 支援施設	児童心理 治療施設	障害児入所 施設 (医療型)	障害児入所 施設 (福祉型)	里親・ ファミリーホーム	計
件数	8	1	0	1	0	6	3	19

3 児童虐待継続指導ケース

平成30年度における新規虐待ケースで、調査指導班・診断指導班・一時保護班にて継続指導を行っているケースは109件であり、(表－8)に区ごとに件数を示してある。なお、継続指導とは、虐待通告により初期調査を行ったもののうち、援助方針会議において継続的な関わりが必要であると決定されたものである。

(表－８) 各区分別件数

区	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑区	美浜区	計
件数	18	27	19	21	11	13	109

4 広報・啓発活動

児童虐待関係機関職員研修会の開催

(平成30年度は、市内保育所(園)に所属する職員を対象とした。)

(1) 目的

日頃、子どもと関わりのある関係機関の職員に対して、児童虐待に関する専門的知識修得のための研修を行うことにより、児童虐待への適切な対応と防止を図る。

(2) 内容

ア 千葉市における児童虐待の傾向及び虐待通告時のポイントについて

イ 「保育施設等における児童虐待の早期発見・対応・その後の関わり方について」

社会福祉法人 子どもの虐待防止センター 相談員 山川 玲子 氏

(3) 開催実績

実施日：平成30年11月6日(火)

実施場所：千葉市役所 正庁

出席者数：98名

5 夜間電話相談

児童虐待の相談・通報や子育ての悩みなどの一般相談について、夜間帯においても対応できる体制をとっている。午後5時30分から翌朝8時45分の間、輪番制により毎日1名が電話対応を行っている。

(表-10)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
虐待相談	72	104	121	147	171
一般相談	384	498	1,048	886	1,110
計	456	602	1,169	1,033	1,281

V 調査指導業務

調査指導班の児童福祉司は、各区に担当者を配置し、そこに生活する住民などから児童福祉に関する相談に応じ、関係機関との密接な連携をとりながら、専門的技術に基づいて必要な指導を行うなど、児童福祉の増進に努めている。

業務内容

1 社会診断

調査により、子ども、家庭が抱えている問題、置かれている地域環境の問題等を把握し、それらの関連性を明らかにした上で、問題の解決についてどのような方針がよいかを診断する。

2 個別指導

(1) 個別指導は児童福祉司の職務の中核をなすものである。法第 26 条及び第 27 条により子ども又は家庭を指導するが、その中心は、被虐待児童及び養護児童、非行児童関係に対するものとなっている。

(2) 法第 27 条の措置により施設入所中の家庭指導を行う。

3 担当地域の把握と関係機関との連絡調整

担当地域に関する実状を把握することは、子どもの福祉を守り適切な保護指導を行う上で重要であるところから、ケースワーク上関係機関と連絡を密にし、適確な情報把握に努めている。

4 その他

児童福祉施設等措置費及び障害児施設給付費等の認定に関することを行っている。

VI 診断指導業務

問題や困難に直面している子どもの福祉の向上を図るためには、その子どもの心身の状態を十分に把握し、適切な援助に結びつけていくことが不可欠である。

このため、児童心理司、言語聴覚士、医師などの専門職員が担当し、所内での各種診断及び判定（総合診断）に基づいて必要な援助を行っている。

1 診断・指導実施状況

（表-1）診断・指導実施件数

		合 計	虐待 （再 掲）	非 行 相 談 （再 掲）
30 年 度	延べ件数	9,255	2,873	370
	児童心理司	8,211	2,657	360
	言語聴覚士	1,044	216	10
29 年 度	延べ件数	8,606	2,083	417
28 年 度	延べ件数	9,168	1,722	410

（表-2）医学診断等実施件数（延べ件数）

相談種別		合 計	虐 待 （再 掲）	非 行 （再 掲）	
区 分					
30 年 度	医学診断 指導	1,596	216	26	
	検 査	身体測定	451	279	33
		聴力検査	10	3	0
計		2,057	498	59	
平成29年度		1,963	433	96	
平成28年度		1,683	239	31	

2 心理検査等実施状況

面接、観察とともに様々な検査は子どもを総合的に理解する上で重要な方法の一つである。

検査には知能の程度や特性を把握するための知能検査、運動・社会性・言語等の領域における発達の状態を把握するための発達検査、性格・行動特性等を把握するための性格検査等が含まれ、目的に応じて実施している（表－3）。

（表－3） 心理検査等実施件数

相談区分		合計	虐待(再掲)	非行(再掲)
検査名				
知能検査	田中ビネー	920	100	9
	K-ABC			
	WISC-Ⅲ			
	WPPSI ITPA 等			
発達検査	遠城寺式	761	14	0
	新版 K 式			
	S-M			
	JMAP 等			
人格検査	SCT, Y-G	118	72	12
	P-F スタディ			
	ロールシャツハ			
	TAT, CAT			
	HTP 等			
その他	言語発達遅滞	122	14	5
	絵画語彙発達			
	フロスティック			
	構音検査			
	職業適性 等			
合 計		1,921	200	26

3 療育手帳に関わる判定状況

(1) 療育手帳制度

「千葉市療育手帳制度実施要綱」に基づき、知的障害児の療育手帳に係る判定については、児童相談所が医学診断、心理診断等の結果に基づき、所内判定会議で障害の有無、障害程度等について検討している。

(2) 判定実施状況

(表-4) 障害程度及び判定基準

障害程度		障害程度の基準
最重度	Ⓐ	知能指数がおおむね20以下の者で日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
重度	Aの1	知能指数がおおむね21～35以下の者で日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
	Aの2	知能指数がおおむね36～50以下の者で重複の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある者
中度	Bの1	上記以外の者で知能指数がおおむね36～50にある者
軽度	Bの2	知能指数がおおむね51～75にある者

(表-6) 障害程度別・判定件数

年度		障害程度	Ⓐ	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	非該当	合計
30年度	新規		9	22	5	45	166	15	262
	再判定		53	137	4	120	194	32	540
	計		62	159	9	165	360	47	802
平成29年度			126	156	11	181	363	32	869
平成28年度			114	188	4	220	531	75	1,132

(表-7) 療育手帳の所持者数

	Ⓐ	Aの1	Aの2	Bの1	Bの2	合計
18歳未満	281	312	20	412	1,082	2,107
18歳以上	1,037	959	56	1,308	1,401	4,761

4 判定意見書等交付状況

平成 30 年度の交付件数は下記の通り。これらの判定意見書等は、各種の援護制度利用のため、保護者及び関係各機関からの依頼により交付している（表－9）。

障害児保育に係る判定は、子どもの障害程度を証明するものである。また、保育所、幼稚園、学校、施設等からは子どもの指導方針についての意見を求められることがあり、「判定意見書」により対応している。状況によっては当該機関に出張して関係職員と協議することもある。これは、専門的・実的な面から関係機関のニーズに応えるものであり、児童相談所の重要な役割の一つである。

心理療法適用に関する意見は、乳児院及び児童養護施設に入所している子どもへの心理療法の必要性の有無等について回答したものである。

検査結果の照会に対する回答は公共職業安定所や医療機関に対するものであり、障害児（者）の職業指導や医療機関での治療・療育、障害基礎年金診断書の作成に活用されている。重度児認定書は障害児施設の重度加算に係る認定書である。

（表－8） 判定意見書等交付件数

内 容	判 定 意 見 書					判定書	回答	重度児認定書	重度重複障害児 認定書	特別児童扶養手当 診断書	合 計
	指導に関する 意見書	心理療法適用に 関する意見書	進路に関する 意見書	障害児保育に 関する意見書	その他	関係機関への 紹介状等	検査結果の照会 に関する回答				
数 件	41	52	0	0	0	10	223	24	23	649	1,022

5 1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導事業

(1) 事業の内容

乳幼児の精密健康診査及び事後指導は、障害の早期発見・早期治療を目的として行われている。1歳6か月児、3歳児健康診査の結果、より精密に健康診査を行う必要のある子どものうち、精神発達面に障害等が疑われるものに対して、保健所等からの依頼・通告により児童相談所が精神発達精密健康診査を実施している。

(表-9) 1歳6か月児精神発達精密健康診査実施件数(実件数)

会 場		相 談 種 別	言 語	知的 障害	発 達 障害	性 格 行 動	し っ け	そ の 他	合 計
30 年 度	中央保健福祉センター		27	0	1	2	0	0	30
	花見川保健福祉センター		18	0	0	0	0	0	18
	稲毛保健福祉センター		22	0	0	6	0	0	28
	若葉保健福祉センター		20	3	0	3	0	0	26
	緑保健福祉センター		10	12	0	1	0	1	24
	美浜保健福祉センター		3	7	0	3	0	0	13
	合 計		100	22	1	15	0	1	139
29 年 度			97	14	11	13	1	0	136
28 年 度			57	38	5	20	1	1	122

(表-10) 3歳児精神発達精密健康診査実施件数(実件数)

会 場		相 談 種 別	言 語	知的 障害	発 達 障害	性 格 行 動	し っ け	そ の 他	合 計
30 年 度	中央保健福祉センター		3	0	0	6	0	0	9
	花見川保健福祉センター		5	0	1	9	0	0	15
	稲毛保健福祉センター		4	0	0	6	0	0	10
	若葉保健福祉センター		10	0	2	7	0	0	19
	緑保健福祉センター		8	4	1	4	0	1	18
	美浜保健福祉センター		0	1	0	2	0	0	3
	合 計		30	5	4	34	0	1	74
29 年 度			38	12	8	23	0	2	83
28 年 度			27	22	3	38	0	1	91

(表-11) 精神発達精密健康診査事後指導実施件数

年 度 別	1歳6か月児	3 歳 児
	実件数	実件数
30 年 度	11	6
29 年 度	8	8
28 年 度	6	14

6 各種事業

診断指導班では下記の事業を行っている。

(表-12) 各種事業の内容

事業の名前 (担当スタッフ)	対象	頻度 回数 期間	内容	参加人数
親子集団通所 指導事業 (言語・心理)	心理相談事後指導ケー スおよび里親と委託児	週1回 8回 10月～12月	親子遊び 母グループワー ク	親子8組 延べ92名
いちほ学童グ ループ① (心理・いちほ 心理・言語)	一時保護中の小学生以 上の児童	月1回 10回 通年	コラージュ療法 (集団)	延べ130名 うち虐待 57名
いちほ学童グ ループ② (心理・いちほ 心理・言語)	一時保護中の小学生以 上の児童	月1回 10回 通年	アングーマネジ メント(集団)	延べ99名 うち虐待 57名
いちほ幼児グ ループ (言語・心理・ いちほ保育士)	一時保護中の幼児	月1回 7回 通年	その日の活動(課 題遊び)・自由遊 び	延べ37名 うち虐待30 名
家族援助技術研 修 (心理)	所内および県内児童相 談所職員、市内各区保 健福祉センター職員 千葉県警職員	3回	家族援助技術の 習得を推進する 研修(外部から講 師を招いて行う)	125人 出席
ST訪問指導事 業 (言語・施設心 理)	エンジェルホーム在籍 の幼児	2回/月 通年	日常場面に参加 し言語面につい ての見立て。	延べ124人 (24回訪問)

Ⅶ 一時保護業務

一時保護所の業務には、班長・児童指導員・保育士・心理士・看護師（嘱託職員）・調理員（外部委託）及び、夜間指導員（嘱託職員）、学習支援員（NP0）等からなり、児童福祉法に基づき必要と認められる期間、子どもを24時間体制で保護している。また一時保護所以外に乳児は乳児院へ、学齢児は児童養護施設等に一時保護を委託する場合がある。

1 一時保護の必要性

子どもを一時保護する必要性は個々のケース毎によってそれぞれ異なっているが、概ね次の通りである。

（1）緊急保護

- ① 家庭の事情等で保護者が保護能力を失ったり、養育できなくなったりした場合（保護者の死亡・病気・服役・行方不明・虐待・放任・棄児等）。
- ② 子どもの行動が自己または他人の生命・身体・財産に危害を及ぼす、若しくはその恐れがある場合。

（2）行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導を行う必要がある場合。

（3）短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導が有効と判断される場合（子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難または不適當であると判断される場合）

2 一時保護の期間、援助の基本

- （1）一時保護は子どもの生活を制限するので、その期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。
- （2）子どもは危機的状況の中で一時保護される場合もあるので、保護中はその目的にかかわらず子どもの心身の安定を図る。

3 一時保護の入所に際して

受理・援助方針会議で一時保護が決定された子どもについて、入所日時を決め、担当児童福祉司から保護者に連絡をする。入所する際は、伝染性疾患のないことを確認する。

また、一時保護に際しては原則として子ども、保護者の同意を求める。

子ども及び保護者との面接（インテーク）を行い、入所の目的の確認・健康状態・入所前の生活・親子関係等を把握する。さらに、一時保護所内での日課を説明し、子どもの不安を解消し気持ちの安定を図るとともに、所持品の確認、記名を行う。

4 一時保護所の子どもの生活

(1) 生活

子どもの感情の動きを十分に把握し心身の安定化を図るよう留意しながら、起床から就寝までの基本的な日課を立て、規則的な生活を体験させている。そして、学齢児に対しては学力その他を考慮した学習指導、幼児に対しては情緒の安定、発達課題に応じた基本的生活習慣の習得を配慮した保育も行っている。

(2) 日課

子どもとの交流の場を重視しながら、弾力的な運用をして子どもの理解につなげている。

時 間	日 課
7 : 00	起床
8 : 00	朝食
8 : 50	朝読書
9 : 30	学習準備
	授業 1時間目 ドリル(漢字) ※幼児は保育
10 : 20	授業 2時間目 " (算数・数学) ※土・日曜日：授業はなく自由時間
11 : 10	間
11 : 40	授業 3時間目 " (小1・2年—国語,学活,書写,選択 小3以上—英語,理科,社会,選択)
12 : 00	学習終了
12 : 30	昼食
13 : 10	自由時間 ※午睡(12:30~14:00)後は保育
14 : 45	月・水・金曜日は体育、火・木曜日は総合学習、土・日は自由時間
15 : 00	掃除
15 : 20	おやつ
15 : 40	入浴準備
18 : 00	自由時間・入浴
18 : 30	夕食
19 : 00	就寝 幼児 日記(1日の振り返り)夕読書
20 : 00	自由時間
21 : 00	就寝 小学1~3年生
22 : 00	就寝 小学4年生以上

(3) 学習について

読書活動の充実と、英語教育や道徳教育を導入し、特別活動の時間にアンガーマネジメントやSSTやSGEを実施している。さらに、ゲストティーチャーを招き、科学工作、音楽、書写、生活科授業、英語に触れる活動等、幅広く取り組んでいる。また、小学校低学年児童は、男女共修授業で学習形態をとっている。さらに、高校生年代は発達に応じた学習や、自立を促して作業学習にも取り組んでいる。一人ひとりに合わせた学習を進めている。

(4) 所内活動や所外活動について

子どもの生活が単調にならないように、余暇活動を充実させ日々の生活に変化を持たせている。所内活動としては、バーベキュー大会、夕涼み会、移動図書館の利用、読み聞かせ、子ども劇場、障害者スポーツ、よさこい民舞体験等を実施した。所外活動としては、体験学習の枠を拡げてアスレチック、少年自然の家、芋ほり、こども交流館、科学館きぼーるの実験やプラネタリウム観賞、工作教室、地区公民館の活用、動物公園での所外学習を行っている。

5 一時保護状況

平成30年度中に一時保護（退所まで対応）をした児童は281人で、昨年度より26人増加した。年間を通しての所内保護の延べ人数は9,673人で、昨年度より2人減少した。一時保護受付の総児童数は280人で、その年齢別内訳では、0～5歳64人(22.9%)、6～11歳84人(30%)、12～14歳70人(25%)、15歳以上62人(22.1%)となっている。相談種別ごとの保護児童の内訳は、養護(養育困難・養育者不在・家族間調整・虐待など)が250人と多く、それに続いて非行17人、育成が12人、保健その他(行動観察・措置変更・就労準備など)2人であった。【表-1】地域別では中央区71人(22.6%)、花見川区44人(14%)、稲毛区54人(17.2%)、若葉区63人(20%)、緑区42人(13.4%)、美浜区26人(8.3%)、その他14人(4.5%)である。【表-2】平成30年度に一時保護委託（委託解除）をした児童は54人で、昨年度より4人減少した。一時保護委託（年度中）は51人で、その年齢別内訳では、0～5歳39人(76.4%)、6～11歳1人(2%)、12～14歳3人(5.9%)、15歳以上8人(15.7%)となっている。【表-3】一時保護解除後の処遇については、家庭引き取り229人(81.5%)、児童福祉施設入所26人(9.3%)、里親委託7人(2.5%)、他児童相談所・機関に移送7人(2.5%)、家庭裁判所送致1人(3.8%)、その他11人(3.9%)で合計281人となり、保護した子どもの大半は家庭引き取りを占めている。【表-6】

【表－１】 年齢別・種別 一時保護件数（30年度受付分）

	養護	心身障害	非行	育成	保健その他	合計
0歳～5歳	64	0	0	0	0	64
6歳～11歳	84	0	0	0	0	84
12歳～14歳	51	0	12	6	1	70
15歳以上	46	0	7	8	1	62
計	245	0	19	14	2	280

【表－２】 種別・地域別一時保護件数（30年度受付分）

相談種別	実人数						延べ人数
	養護	心身障害	非行	育成	保健その他	合計	
中央	67	0	1	3	0	71	3,125
花見川	35	0	8	0	1	44	2,059
稲毛	49	0	4	1	0	54	2,347
若葉	55	0	4	3	1	63	2,155
緑	38	0	1	3	0	42	1,157
美浜	24	0	2	0	0	26	669
その他	8	0	2	4	0	14	307
計	276	0	22	14	2	314	11,819

※上記、表－１、表－２：人数は4月1日以降の入所児童を対象に計算した人数。

【表－３】 年齢別・種別 一時保護委託の対応件数（30年度受付分）

種別 年齢別	養護	心身障害	非行	育成	保健その他	合計
0歳～5歳	39	0	0	0	0	39
6歳～11歳	1	0	0	0	0	1
12歳～14歳	3	0	0	0	0	3
15歳以上	4	2	2	0	0	8
計	47	2	2	0	0	51

※人数は4月1日以降の入所児童を対象に計算した人数。

【表－４】 年齢別・種別 一時保護と一時保護委託 総件数（30年度受付分）

種別 年齢別	養護	心身障害	非行	育成	保健その他	合計
0歳～5歳	103	0	0	0	0	103
6歳～11歳	85	0	0	0	0	85
12歳～14歳	54	0	12	6	1	73
15歳以上	50	2	9	8	1	70
計	292	2	21	14	2	331

※人数は4月1日以降の入所児童を対象に計算した人数。

【表－５】 種類別退所児童数の推移

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
養護	虐待	70	95	101	126	170
	その他	80	74	110	73	80
障害		0	0	0	0	0
非行		41	35	22	34	17
育成		0	1	3	13	12
保健・その他		14	9	7	9	2
合計		205	214	243	255	281

※人数は、年度末継続児除く人数。

【表－６】年度内一時保護児童の対応

	児童福祉施設	里親委託	他児童相談所・ 他機関移送	家庭裁判所 送致	帰宅	その他
人 数	26	7	7	1	229	11
述べ在所日数	1,567	733	93	6	6,680	594

※人数は、年度末継続児除く人数。

【表－７】年間延べ在所人数と一人当たりの平均在所日数の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
延べ在所人数	8,933	10,433	11,191	9,675	9,673
平均在所日数	43.9	48.8	46.1	37.9	34.4

※人数は、前年度からの継続入所児童を含めた人数。

事業概要

令和元年10月発行

編集・発行 千葉市こども未来局こども未来部

児童相談所

〒261-0003

千葉市美浜区高浜3-2-3

電話043-277-8880